

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和5年10月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る審査 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険給付の支払の一時差止め ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ⑩保険料の賦課・徴収</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 8. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢福祉課、総務部 収納課
②所属長の役職名	高齢福祉課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
[]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]
<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	高齢福祉課長 河内 政昭 収納課長 徳重 康成	高齢福祉課長 内田 健彦 収納課長 徳重 康成	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	高齢福祉課長 内田 健彦 収納課長 徳重 康成	高齢福祉課長 内田 健彦 収納課長 藤井 一郎	事後	定期見直しに係る修正(軽微 な修正)
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、3 9、42、43、56の2、58、61、62、80、81、8 7、88、90、94、95、97、109、117、120の 項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6 条、第19条、第25条、第30条、第32条、第3 3条、第43条、第44条、第46条、第47条、第 49条	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、3 0、33、39、42、43、56の2、58、61、62、8 0、81、87、88、90、94、95、97、108、10 9、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6 条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第 19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第 25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第 33条、第43条、第43条の2、第44条、第46 条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、 第59条の3	事後	定期見直し及び法令の改正に 係る修正(軽微な修正)
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 高齢福祉課 生活環境部 収納課	健康福祉部 高齢福祉課 総務部 収納課	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	高齢福祉課長 工藤 康彦 収納課長 石田 昭二	高齢福祉課長 収納課長	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 収納課 電話番号 0835-25-2166	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 高齢福祉課 電話番号 0835-25-2367 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和2年1月28日	IVリスク対策 8. 監査実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価再実施によるもの
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項 2. 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第50条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :93、94の項	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、…特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る審査 ②被保険者証…	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、…特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 なお、申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請に係る審査 ②被保険者証…	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 8. 申請管理システム	事前	オンライン申請の受付開始に伴う修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検	事後	定期見直しに係る修正